

大磯町住宅耐震化事業補助金交付要綱

平成21年5月7日

大磯町告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震時の住宅の倒壊等による人的被害の軽減を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）及び地域住宅計画（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき作成された地域住宅計画をいう。）に基づき、住宅の耐震化事業に要する経費に対し補助金を交付することについて、大磯町補助金等交付規則（昭和33年大磯町規則第7号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 大磯町内にある昭和56年5月以前に着工された地上二階建て以下の木造建築物（枠組壁工法のものを除く。）で、一戸建て住宅、店舗等兼用住宅及びに二世帯住宅をいう。ただし、同年6月以降に増築等により建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する確認済証の交付を受けた木造建築物で、既存部分の構造耐力の確認が必要であったものを除く。
- (2) 耐震診断 町が指定する者が、耐震改修促進法第4条の規定に基づく建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「指針」という。）に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。
- (3) 町が指定する者 社団法人神奈川県建築士事務所協会平塚支部に所属している建築士事務所又は「かながわ電子入札共同システム」において大磯町に登録している建築士事務所と同協会平塚支部以外の支部に所属しているものをいう。
- (4) 規定診断値 指針第1に規定する構造耐震指標（以下「評点」という。）Iw値が1.0以上を満たすものをいう。
- (5) 耐震補強等設計 耐震診断の評点が規定診断値未満となった建築物に対し、町が指定する者が行う耐震補強後の評点が規定診断値となる耐震補強設計又は耐震シェルター設置工事の設計をいう。
- (6) 耐震補強工事 前号の耐震補強設計に基づく工事をいう。ただし、耐震補強後の耐震診断値が規定診断値以上になった後に追加する工事を除く。
- (7) 耐震シェルター設置工事 東京都が選定する「安価で信頼できる「耐震改修工法・装置」」に記載されているものを設置する工事をいう。

- (8) 工事 第6号及び前号の工事をいう。
- (9) 工事監理 前号の工事に対して行う建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理をいう。
- (10) 工事施工者 第8号の工事を施工する者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けている者又は町内に住所若しくは事務所を有する同法第7条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる者と同等の経歴を有する者をいう。
- (11) 耐震化事業 第2号及び第5号から第9号までに規定するものをいう。
- (12) 町税 大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）第3条第1項第1号から第3号まで及び大磯町国民健康保険税条例（昭和34年大磯町条例第10号）第1条に規定する税をいう。

（補助金の交付対象）

第3条 補助金の交付対象は、住宅に対する耐震化事業に要する経費のうち消費税相当額を除いた額とする。

- 2 耐震補強等設計に対する補助金の交付は、耐震診断を行った住宅に対して行うものとし、工事に対する補助金の交付は、耐震補強等設計を行った住宅に対して行うものとする。

（補助金の交付額等）

第4条 耐震改修工事に対する助成額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 予算の範囲内において別表第1に定める額
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 前条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が町税を滞納しているときは、補助金を交付しない。
- 4 一の住宅に対する別表第1（イ）から（オ）までの項における(1)の欄の補助金の交付は、それぞれ一の部につき2回以上受けることができない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、住宅耐震化事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に別表第2に規定する図書を添付して町長に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、住宅の所有権を有する者又は家屋の固定資産税納税義務者でなくてはならない。
- 3 別表第1（イ）の部②耐震診断（緊急輸送道路沿道の住宅）の項に規定する補助金の対象となる住宅は、県及び町で指定された緊急輸送道路に面していなければならない。
- 4 別表第1（イ）の部③耐震診断（非課税世帯）の項に規定する補助金を受けようとする者は、第3号に規定する者及びその世帯に住所を置くすべての者の町民税が、前2年間以上非課税でなければならない。
- 5 工事に対する補助金の交付を受けようとする者は、工事監理と共に申請を行わなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第6条 町長は、規則第4条第1項の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、規則第5条の規定により、住宅耐震化事業補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(耐震化事業の変更及び取下げ)

第7条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者が、耐震化事業の事業内容を変更するとき及び耐震化事業を取り下げるときは、住宅耐震化事業補助金(変更・取下げ)申請書(第3号様式)に町長が求める図書を添付して速やかに町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する変更申請を受けたときは、審査後速やかに住宅耐震化事業補助金(変更・取下げ)通知書(第3号の2様式。)により通知するものとする。

(工事着手届)

第8条 工事に対する補助金の交付を受けようとする者は、工事着手日予定の7日前までに住宅耐震化事業補助金工事着手届(第4号様式。以下「工事着手届」という。)に別表第2(オ)の項(3)の欄に掲げる図書を添付して町長に提出しなければならない。

2 工事に対する補助金の交付を受けようとする者は、町長に提出した工事着手届の内容に変更が生じたときは、新たな工事着手届に変更後の事項を記載し、町長が求める図書を添付して速やかに町長に提出しなければならない。

(工事の監理等)

第9条 工事に対する補助金の交付を受けようとする者は、工事監理を行う者の指導に従う工事施工者を選ばなければならない。

2 工事に対する補助金の交付を受けようとする者は、町長が必要と判断したときは、町職員による中間検査を受けなければならない。

(補助金の実績報告)

第10条 規則第9条に規定する補助金の実績報告は、耐震化事業終了後、住宅耐震化事業補助金実績報告書(第5号様式。以下「実績報告書」という。)に別表第2に規定する図書を添付して行うものとする。ただし、同表(イ)の項に規定する耐震化事業のうち、引き続き第2条第5号の耐震化事業を行うときは、この限りでない。

(補助金の交付確定通知)

第11条 町長は、規則第10条の規定により交付すべき額を確定したときは、住宅耐震化事業補助金確定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第12条 規則第11条の規定による補助金の交付請求は、住宅耐震化事業補助金交付請求書(第8号様式)により行うものとする。

2 耐震化事業に対する補助金の交付を受けようとする者は、町が指定する者又は当該耐震改修を行った事業者に当該補助金の全部の受領を委任することができる。この場合において、当該補助金の全部の受領を行う事業者に委任するときは、前項により決定され

た補助金の額を住宅耐震化事業補助金交付請求書（委任払）（第9号様式）に補助金の受領に係る住宅耐震化事業補助金受領委任状（第9号の2様式）を添えて町長に提出しなければならない。

（図書の保存）

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該耐震化事業に係る関係図書を、事業の完了日の属する町の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（有効活用）

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付対象の住宅を有効に活用するよう努めなければならない。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則（平成21年大磯町告示第86号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 大磯町木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成18年大磯町告示第66号）は、廃止する。

附 則（平成22年5月28日大磯町告示第64号）

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日大磯町告示第36号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日大磯町告示第31号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日大磯町告示第29号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日大磯町告示第45号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日大磯町告示第8号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日大磯町告示第26号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 補助金の額（第4条関係）

	(1)	(2)
(ア)	事業の種類	補助額
(イ)	①耐震診断（一般）	費用の90分の70以内で、1戸当たり70,000円を限度とする。
	②耐震診断 （緊急輸送道路沿道の住宅）	費用の90分の80以内で、1戸当たり80,000円を限度とする。
	③耐震診断（非課税世帯）	費用の90分の85以内で、1戸当たり85,000円を限度とする。
(ウ)	耐震補強等設計	費用の2分の1以内で、1戸当たり100,000円を限度とする。
(エ)	工事	費用の2分の1以内で、1戸当たり500,000円を限度とする。
(オ)	工事監理	費用の2分の1以内で、1戸当たり50,000円を限度とする。

凡例：費用とは、耐震化事業に要する経費のうち消費税相当額を除いた額

別表第2 添付図書、記載事項（第5条、第8条、第10条、第11条関係）

	(1)	(2)	(3)
(ア)	提出書類の種類	事業の種類	添付書類
(イ)	申請書 (第1号様式)	耐震診断 耐震補強等 設計	○委任状（第1号の2様式、共有者全て） ○大磯町住宅耐震化事業補助金交付に係る世帯状況届兼同意書（第1号の3様式、共有者全て） ●建築確認済証及び同確認申請書添付図書の写し
(ウ)	実績報告書 (第5号様式)	耐震診断 耐震補強等 設計	○委任状（第1号の2様式、共有者全て） ●耐震診断報告書（※参照） ●耐震診断料金又は耐震補強設計料金支払の領収書の写し ○工事設計書及び設計図書
(エ)	申請書 (第1号様式)	工事及び 工事監理	○委任状（第1号の2様式、共有者全て） ▽工事設計書及び設計図書
(オ)	工事着手届 (第4号様式)	工事及び 工事監理	●工事契約書の写し ●工事工程表 ●工事施工者の建設業の許可に関する通知 ●その他町が求める図書等
(カ)	実績報告書 (第5号様式)	工事及び 工事監理	○委任状（第1号の2様式、共有者全て） ●工事監理報告書（第6号様式） ●工事写真 ▽工事設計書及び設計図書 ●工事代金及び工事監理料金支払の領収書の写し ●その他町が求める図書等
(キ)	補助金請求書 (第8号様式)	全ての事業	○その他町が求める図書等
(ク)	補助金請求書(委任払) (第9号様式)	全ての事業	○住宅耐震化事業補助金受領委任状（第9号の2様式） ○その他町が求める図書等

凡例：●必須図書、○実施した場合に添付を要する図書、▽変更が生じた場合に添付を要する図書
※耐震診断報告書の記載必須事項（報告書（総合評点が記されているもの）、現地調査シート、現況各階平面図（プランニングシート）、計算書、現況写真（外観、屋内、構造材）、概算工事費）

第1号様式（第5条関係）

住宅耐震化事業補助金交付申請書

年 月 日

大磯町長 殿

住所

氏名 ㊟

電話

住宅耐震化事業補助金の交付を受けたいので、大磯町住宅耐震化事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

また、同要綱第4条第4項に規定する町税の納税状況について調査することを同意します。

耐震化事業の種類	耐震診断 耐震補強等設計 (耐震補強工事 耐震シェルター設置工事) + 工事監理
----------	-----------------------------------------------

補助金交付申請 予定額	円 未定	
建築物	名称	有 () 無
	所在地	大磯町
	規模	地上 階
	構造	木造
	面積	建築面積 m ² 延べ面積 m ²
	建築年月	昭和 年 月
権利等の種類	所有権 その他 ()	
共有名義者の有無	有 (人) 無	
工事施工者		

第1号の2様式（第5条、第7条、第10条関係）

委任状

年 月 日

大磯町長 殿

住宅耐震化事業補助金の交付に当たり、大磯町住宅耐震化事業補助金交付要綱第 条に規定する協議等について、次の者に委任します。

委任を受ける者	住所	
	氏名	

委 任 を す る 者	1	権利等の種類	6	権利等の種類
		氏名 印		氏名 印
		住所		住所
		電話		電話
	2	権利等の種類	7	権利等の種類
		氏名 印		氏名 印
		住所		住所
		電話		電話
	3	権利等の種類	8	権利等の種類
		氏名 印		氏名 印
		住所		住所
		電話		電話
	4	権利等の種類	9	権利等の種類
		氏名 印		氏名 印
		住所		住所
		電話		電話
	5	権利等の種類	10	権利等の種類
		氏名 印		氏名 印
		住所		住所
		電話		電話

第1号の3様式（第5条関係）

大磯町住宅耐震化事業補助金交付に係る世帯状況届兼同意書

年 月 日

大磯町長 殿

住 所

ふりがな
氏 名

印

電 話

住宅耐震化事業補助金の交付を受けたいので、大磯住宅耐震化事業補助交付金要綱第5条第5項に規定する同一世帯の住民基本台帳及び課税状況について調査することを同意します。

私と同一の世帯に住所を置くすべての者は、以下のとおりです。

①	ふりがな 氏 名 (住民票世帯全員分)	生 年 月 日	続 柄	同 意 印
①		年 月 日		
②				
③				
④				
⑤				
⑥				

第2号様式（第6条関係）

住宅耐震化事業補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長

年 月 日付で申請のあった住宅耐震化事業補助金について、次のとおり交付を決定したので、大磯町住宅耐震化事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

耐震化事業 の種類	耐震診断 耐震補強等設計 （ 耐震補強工事 耐震シェルター設置工事 ） + 工事監理
決定の金額	
金額の内訳	

第3号様式（第7条関係）

住宅耐震化事業補助金（変更・取下げ）申請書

年 月 日

大磯町長 殿

住所

氏名

印

電話

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた住宅耐震化事業補助金について、次のとおり事業の（変更・取下げ）を行いたいので、大磯町住宅耐震化事業補助金交付要綱第7条の規定により提出します。

耐震化事業 の種類	耐震診断 耐震補強等設計 （ 耐震補強工事 耐震シェルター設置工事 ） + 工事監理
変更・取下 げの内容	
そ の 他	

第3号の2様式（第7条関係）

住宅耐震化事業補助金交付決定（変更・取下げ）決定通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長

年 月 日付けで変更申請のあった住宅耐震化事業補助金について、次のとおり（変更・取下げ）決定したので、大磯町住宅耐震化事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

耐震化事業 の種類	耐震診断 耐震補強等設計 （ 耐震補強工事 耐震シェルター設置工事 ） + 工事監理
決定区分	
その他	

第4号様式（第8条関係）

住宅耐震化事業補助金工事着手届

年 月 日

大磯町長 殿

住所

氏名

㊟

電話

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた住宅耐震化事業補助金について、次のとおり工事に着手するので、大磯町住宅耐震化事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

工事の種類		
工事施工者	住所	
	商号又は名称	
	氏名	
	登録番号	
契約金額		
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	

第5号様式（第10条関係）

住宅耐震化事業補助金実績報告書

年 月 日

大磯町長 殿

住所

氏名 ㊟

電話

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた住宅耐震化事業補助金について、事業が終了し事業額が確定したので、大磯町住宅耐震化事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

耐震化事業の種類	耐震診断 耐震補強等設計 (耐震補強工事 耐震シェルター設置工事) + 工事監理
交付決定金額	

	① 耐震診断時評点	② 耐震補強設計時評点	③ 耐震補強工事後評点
評点	_____点	_____点	_____点

第6号様式（第10条関係）

住宅耐震化事業補助金 工事監理報告書

年 月 日

様

建築士 住所

氏名

印

電話

工事の種類	耐震補強工事 耐震シェルター設置工事	
工事施工者	住所	
	商号又は名称	
	氏名	
契約金額		
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	

評定項目		評点
施工技術・仕上り	施工技術及び信頼度	／10
	規格・性能（寸法、数量、形状、強度、試運転）	／15
	出来栄え（外観、後片づけ）	／10
工程・施工管理（誠意）	工程計画及び進捗状況	／15
	現場責任者の工事の把握状況及び管理状況	／5
	監督者の指示に対する反応	／10
	工事写真、主要材料検収簿、試験成績等の整備状況	／5
材料・管理	材料の品質及び精度	／10
	使用材料の手配、受検、保管管理等の状況	／10
労務・安全管理	労務者の手配及び管理、他の工事との調整状況	／5
	居住者に対する安全配慮及び安全管理の状況	／5
合計		／100

第7号様式（第11条関係）

住宅耐震化事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

大磯町長

年 月 日付けで実績報告のあった住宅耐震化事業補助金について、次のとおり確定したので、大磯町住宅耐震化事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

耐震化事業の種類	耐震診断 耐震補強等設計 (耐震補強工事 耐震シェルター設置工事) + 工事監理
確定の金額	
金額の内訳	
その他	

第8号様式（第12条関係）

住宅耐震化事業補助金交付請求書

年 月 日

大磯町長 殿

住所

氏名

印

電話

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった住宅耐震化事業補助金について、大磯町住宅耐震化事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1. 補助金交付請求額 円

2. 振込先

金融機関名		預(貯)金種目
信用金庫	本店	1. 普通
銀行	支店	2. 当座
農協	支所	3. その他()
口座番号	口座名義	
	フリガナ	

第9号様式（第12条関係）

住宅耐震化事業補助金交付請求書（委任払）

年 月 日

大磯町長 殿

住所

氏名

㊞

電話

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった住宅耐震化事業補助金について、補助金の受領は耐震改修業者に委任しましたので、大磯町住宅耐震化事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1. 補助金交付請求額 円

2. 振込先

金 融 機 関 名		預（貯）金 種 目
信用金庫	本店	1. 普通
銀行	支店	2. 当座
農協	支所	3. その他（ ）
口座番号	口座名義	
	フリガナ	

第9号の2様式（第12条関係）

住宅耐震化事業補助金受領委任状

年 月 日

大磯町長 殿

委任者
住所

氏名 ④

電話

私は、年 月 日付け 第 号で確定通知のあった住宅耐震化事業補助金の受領について、その全部を次のとおり委任します。

1 委任事項
住宅耐震化事業補助金の受領

2 金額 円

3 受任者
所在地

事業者名

代表者名 ④